

仙台市感染制御地域支援チーム設置要綱

(令和2年7月14日市長決裁)

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）その他全市的かつ急速なまん延等により市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる感染症（以下「新型インフルエンザ等の感染症」という。）について、本市における感染の拡大を制御するとともに、地域の医療機関等を支援するため、仙台市感染制御地域支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

2 支援チームは、仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月策定）に基づく（仮称）感染制御地域支援チームを兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市が行う新型インフルエンザ等の感染症の疫学調査及び予防に向けた取組に対する支援に関すること
- (2) 新型インフルエンザ等の感染症に係る市内の医療機関への情報提供及び診療に対する支援に関すること
- (3) 市内の社会福祉施設等における新型インフルエンザ等の感染症の集団発生時における感染の拡大の制御に関すること
- (4) その他新型インフルエンザ等の感染症に係る感染の拡大の制御及び地域の医療機関等に対する支援を行うため保健所長が必要と認める事項

(組織)

第3条 支援チームは、委員20名以内で組織する。

2 支援チームの委員は、医師、感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関をいう。）の構成員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 支援チームの所掌事務について総括的な助言を受けるため、支援チームに顧問を置くことができる。

5 顧問は、新型インフルエンザ等の感染症に関して高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 顧問の任期の取扱いについては、委員の任期の例による。

(委員長)

第4条 支援チームに委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、支援チームを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、支援チームの会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 支援チームの庶務は、健康福祉局保健所感染症対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、委員長が支援チームに諮って定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年7月14日から実施する。

附 則 (令和3年6月1日改正)

この改正は、令和3年6月4日から実施する。

附 則 (令和6年3月26日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年11月20日改正)

この改正は、令和6年11月20日から実施する。